

化製場等に関する法律施行細則

昭和59年9月28日 規則第65号
最終改正 平成20年8月29日 規則第78号

(死亡獣畜取扱場外における処理の許可申請)

第1条 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号。以下「法」という。)
第2条第2項ただし書の規定により死亡獣畜の解体、埋却又は焼却の許可を受けようとする者は、様式第1号による許可申請書を所轄の保健所長に提出しなければならない。

(化製場又は死亡獣畜取扱場の設置の許可申請)

第2条 法第3条第1項の規定により化製場又は死亡獣畜取扱場の設置の許可を受けようとする者は、様式第2号による許可申請書を知事に提出しなければならない。

(しゅん工届)

第3条 法第3条等1項の規定により化製場又は死亡獣畜取扱場の設置の許可を受けた者は、当該許可に係る化製場又は死亡獣畜取扱場の工事がしゅん工したときは、使用前にその旨を知事に届け出て検査を受けなければならない。

(化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備等の変更の届出)

第4条 法第3条第2項の規定により化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備等の変更の届出をしようとする者は、様式第三号による届出書を知事に提出しなければならない。

(変更事項、経営の停止等の届出)

第5条 化製場又は死亡獣畜取扱場の設置の許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から10日以内に様式第4号による届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 住所
- 二 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- 三 化製場又は死亡獣畜取扱場の名称
- 四 化製場にあつては、製品及び取扱原料の種目並びに原料の処理方法

2 化製場又は死亡獣畜取扱場の設置の許可を受けた者は、当該化製場若しくは死亡獣畜取扱場の経営を停止し、又は化製場若しくは死亡獣畜取扱場を廃止したときは、その日から10日以内に様式第四号による届出書を知事に提出しなければならない。

(場所の指定)

第6条 法第4条第3号の規定により公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所として指定する場所は、次のとおりとする。ただし、知事は、第1号又は第2号に掲げる場所で、化製場又は死亡獣畜取扱場の処理の実態等から公衆衛生上害を生ずるおそれがないと認めるものは、当該指定する場所から除くことができる。

- 一 学校、病院、公園、墓地その他これらに類する施設で多数の人の集合するものから200m以内の場所
- 二 鉄道、国道、県道その他交通頻繁な公道から200m以内の場所
- 三 と畜場、家畜市場等から200m以内の場所

(準用規定)

第7条 第2条から前条までの規定は、法第8条に規定する施設について準用する。この場合において、これらの規定中「化製場又は死亡獣畜取扱場」とあり、及び第5条第2項中「化製場若しくは死亡獣畜取扱場」とあるのは「法第8条に規定する施設」と、第2条及び第3条中「法第3条第1項」とあるのは「法第8条において準用する法第3条第1項」と、第4条中「法第3条第2項」とあるのは「法第8条において準用する法第3条第2項」と、第5条第1項第4号中「化製場」とあるのは「法第8条に規定する製造の施設」と、第6条中「法第4条第3号」とあるのは「法第8条において準用する法第4条第3号」と読み替えるものとする。

(動物の飼養又は收容の許可等)

第8条 法第9条第1項の規定により動物の飼養又は收容の許可を受けようとする者は、様式第5号による許可申請書を所轄の保健所長に提出しなければならない。

2 法第9条第4項の規定により動物の飼養又は收容の届出をしようとする者は、様式第6号による届出書を所轄の保健所長に提出しなければならない。

(動物の飼養停止等の届出)

第9条 法第9条第1項の許可を受けた者は、動物を飼養し、又は收容することを停止し、又は廃止したときは、その日から10日以内に様式第7号による届出書を所轄の保健所長に提出しなければならない。

(書類の経由)

第10条 法及びこの規則の規定により知事に提出すべき書類は、所轄の保健所長を経由しなければならない。

様式第1号

死亡獣畜の解体（埋却、焼却）許可申請書

年 月 日

（あて先）

埼玉県 保健所長

住 所

氏 名 又は名称

及び代表者の氏名

㊦

次のとおり死亡獣畜の解体（埋却、焼却）の許可を受けたいので、申請します。

- 1 死亡獣畜の所有者の住所及び氏名又は名称
- 2 死亡獣畜の種別、性別、毛色、年齢及び特徴
- 3 解体、埋却又は焼却の日時及び場所
- 4 解体後の処置
- 5 理由

添付書類

獣医師の死亡診断書又は検案書

様式第2号

化製場（死亡獣畜取扱場）の設置許可申請書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住 所

氏 名 又は名称

及び代表者の氏名

㊟

次のとおり化製場（死亡獣畜取扱場）の設置の許可を受けたいので、申請します。

- 1 化製場（死亡獣畜取扱場）の設置場所
- 2 化製場（死亡獣畜取扱場）の名称
- 3 化製場又は死亡獣畜取扱場の区別
- 4 死亡獣畜取扱場にあつては、死亡獣畜の解体、埋却又は焼却のいずれを行うものであるかの区別
- 5 埋却を行う死亡獣畜取扱場にあつては、その区域の概要
- 6 化製場にあつては、製品及び取扱原料の種目並びに原料の処理方法
- 7 化製場（死亡獣畜取扱場）の構造設備の概要
- 8 管理者の住所及び氏名

添付書類

- 1 化製場（死亡獣畜取扱場）の位置、敷地、面積及び周囲200メートル以内の見取図
- 2 建物の構造仕様書及び平面図
- 3 埋却の区域の状況を示した図面
- 4 隣地の同意書
- 5 建物又は敷地が他人の所有に係るものであるときは、その承諾書

様式第3号

化製場（死亡獣畜取扱場）構造設備等変更届

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住 所

氏 名 又は名称

及び代表者の氏名

㊟

次のとおり化製場（死亡獣畜取扱場）の構造設備等を変更したいので、届け出ます。

- 1 化製場（死亡獣畜取扱場）の所在地
- 2 化製場（死亡獣畜取扱場）の名称
- 3 変更事項及びその内容
 - （1） 変更後の施設の構造設備（埋却を行う死亡獣畜取扱場にあつては、その区域）の概要
 - （2） 死亡獣畜取扱場にあつては、変更後において死亡獣畜の解体、埋却又は焼却のいずれを行うものであるかの区別

添付書類

変更後の施設の構造設備（埋却の区域）の状況を示した図面

様式第4号

化製場（死亡獣畜取扱場）変更（停止、廃止）届

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住 所

氏 名 又は名称

及び代表者の氏名

㊦

次のとおり化製場（死亡獣畜取扱場）を変更（停止、廃止）したので、届け出ます。

- 1 化製場（死亡獣畜取扱場）の所在地
- 2 化製場（死亡獣畜取扱場）の名称
- 3 変更（停止、廃止）年月日
- 4 変更（停止、廃止）の理由
- 5 変更の場合は、その事項及び内容

備考

- 1 停止のときは、停止期間を付記すること。
- 2 廃止のときは、許可年月日及び許可番号を付記すること。

様式第5号

動物の飼養（収容）許可申請書

年 月 日

（あて先）

埼玉県 保健所長

住 所

氏 名 又は名称

及び代表者の氏名

㊦

次のとおり動物の飼養（収容）の許可を受けたいので、申請します。

- 1 施設の所在地
- 2 動物の種類及び数
- 3 施設の構造設備の概要

添付書類

建物の構造仕様書及び平面図

様式第6号

動物の飼養（収容）届

年 月 日

（あて先）
埼玉県 保健所長

住 所
氏 名 又は名称
及び代表者の氏名 ㊟

次のとおり動物を飼養（収容）しているので、届け出ます。

- 1 施設の所在地
- 2 動物の種類及び数
- 3 施設の構造設備の概要

添付書類

施設の構造設備の状況を示した図面

様式第7号

動物の飼養（収容）の停止（廃止）届

年 月 日

（あて先）

埼玉県 保健所長

住 所

氏 名 又は名称

及び代表者の氏名

㊦

次のとおり動物の飼養（収容）を停止（廃止）したので、届け出ます。

- 1 施設の所在地
- 2 停止（廃止）した動物の種類及び数
- 3 停止（廃止）年月日
- 4 停止（廃止）の理由

備考

- 1 停止のときは、停止期間を付記すること。
- 2 廃止のときは、許可年月日及び許可番号を付記すること。